

公益財団法人香川県スポーツ協会加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人香川県スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第49条の規定に基づき、加盟団体に関する事項を定めるためこの規程を制定する。

(加 盟)

第2条 新たに加盟団体になろうとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規 約
- (3) 役員名（役名、氏名、住所、職業）
- (4) 前年度の事業概要、当該年度の事業計画及び収支予算

(加盟団体)

第3条 定款第6条の第1号第3号及び第4号の県を単位とする団体は、総合的な統轄団体としての組織を有し、かつ、その団体を代表し、会務を総理する役員を定めなければならない。

2 定款第6条第2号の団体は、市及び町を単位とするそれぞれの地域の総合的な統轄団体としての組織を有し、かつ、その団体を代表し、会務を総理する役員を定めなければならない。

(加盟団体長会議等)

第4条 会長は、特に必要があると認めるときは、加盟団体長（又は理事長）会議を開催することができる。

2 会長は、前項のほか必要があると認めるときは、事務担当者の連絡会議を開催することができる。

(報告及び届出義務)

第5条 加盟団体は、毎事業年度終了後次の書類を具して、事業の状況を報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (2) 前年度の事業報告及び収支決算

2 加盟団体は、規約の変更及び役員の変動が生じた場合は、すみやかに届け出なければならない。

(負担金)

第6条 加盟団体は、毎年9月末日までに負担金を納入しなければならない。

2 前項の負担金は、基本額と登録人数、人口等による加算額とし、金額は別に定める。

(脱 退)

第7条 この会を脱退しようとする場合は、理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

2 加盟団体が、本会定款第6条に掲げる資格を失ったとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められたときは、定款第9条2項により、退会させることができる。

(負担金の清算)

第8条 加盟団体が前条第1項または第2項により脱退又は退会した場合は、既に納付した負担金は、理由の如何を問わず返還しない。

2 脱退又は退会前に支払いの義務が生じた負担金は、直ちに納付しなければならない。

(加盟団体における係争処理)

第9条 本会及び加盟団体が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(規程の変更)

第10条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人香川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

この規程は、平成26年3月11日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。